

## 西宮市認知症初期集中支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とした「西宮市認知症初期集中支援事業」(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は西宮市(以下「市」という。)とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

### (事業の呼称)

第3条 事業の運営にあたり、支援チームの名称については、「相談窓口オレンジサポート」の呼称を用いることとする。

### (支援チームの役割)

第4条 支援チームは、認知症に係る専門的な知識及び技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人(以下「訪問支援対象者」という。)及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的かつ集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。

2 支援チームは、地域包括支援センター職員、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症に係る専門的な知識及び技能を有する医師、介護事業者等との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保する。

### (支援チームの構成)

第5条 認知症初期集中支援チーム員(以下「チーム員」という。)は、第1項第1号を満たす専門職2名以上、第1項第2号を満たす専門医1名以上の計3名以上の専門職で編成する。

(1) 専門職は、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 「保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士」等の医療保健福祉に関する国家資格または、主任介護支援専門員の資格を有する者

イ 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

ウ 国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容をチーム内で共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

(2) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師

ただし、上記の要件を満たした医師の確保が困難な場合には、当分の間、以下の医師も認めることとする。

ア 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

イ 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5年以上従事した経験を有する者（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る。）

(チーム員の役割)

第6条 前条第1項第1号を満たす専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察、評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

2 前条第1項第2号を満たす専門医は、他のチーム員を支援し、認知症に関して専門的見識から指導、助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需する。

(訪問支援対象者)

第7条 訪問支援対象者は、原則として、本市に居住する40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、次の各号のいずれかの基準に該当する者とする。

(1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者

ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者

イ 継続的な医療サービスを受けていない者

ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者

エ 介護サービスが中断している者

(2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(事業内容)

第8条 事業の内容は、第1号から第3号までに定める事項について、いずれも実施するものとし、第3号については、市が自ら実施し、西宮市認知症施策検討委員会において認知症初期集中支援チームの設置及び活動状況を検討することで、当該検討委員会を設置したものとみなす。

(1) 支援チームに関する普及啓発

(2) 認知症初期集中支援の実施

ア 訪問支援対象者の把握

イ 情報収集及び観察・評価

- ウ 初回訪問時の支援
- エ 専門医を含めたチーム員会議の開催
- オ 初期集中支援の実施
- カ 引き継ぎ後のモニタリング
- キ 記録等の保管

(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

(秘密の保持)

第9条 チーム員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。